

免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

講演者



Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance
Leader

frnagari@deloitte.com.hk



Liza Gonzalo

IFRS 17 Director

ligonzalo@deloitte.com.hk

議題

- 概要
- 設例
- 実務上の考慮事項

契約の自動更新:「境界線」はどこか？

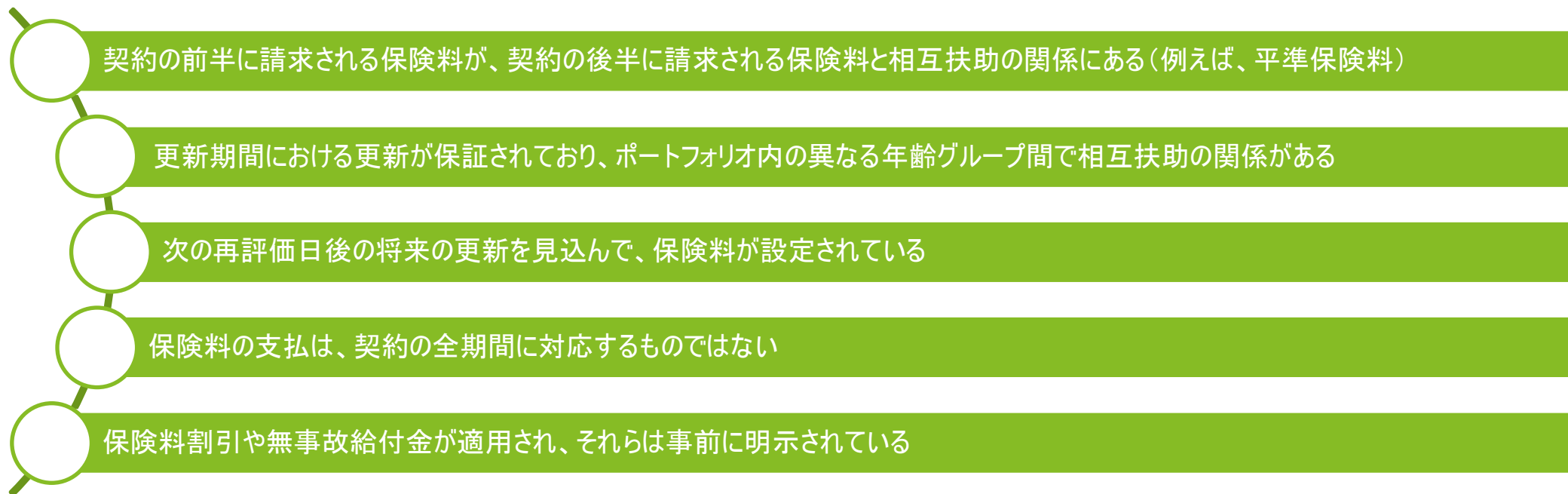
概要

- 契約の境界線は、保険契約グループの測定における重要な要素である。契約の境界線は、個々の契約レベルで分析しなければならない。IFRS第17号は契約の境界線に係る結論のための原則を有しているが、当該原則では重要な判断の行使が要求されることがある。
- 契約中の実質的な権利と義務の間に相互作用がある複雑な状況も存在する。本ウェブキャストでは、契約の境界線の決定が容易ではない場合について解説する。
- IFRS第17号34項(b)の要求事項の下で企業が契約の境界線をどの時点に設定するか、および当該パラグラフにおける2つの規準について解説する。
- 典型的なシナリオは、保険契約者が保険者から最初に保険契約を購入する際、保険者が保険契約者に対して継続ベースで契約の更新を保証するが、保険契約者が含まれるポートフォリオ全体のリスクを再評価する権利を留保する場合である。
- 次の再評価日で契約の境界線が引かれるためには、IFRS第17号34項(b)の2つの規準を満たさなければならない。
 - 規準1－保険者は保険ポートフォリオ・レベルで、完全に再評価する能力を有する。
 - 規準2－契約の価格は、再評価日後の期間に係るリスクを考慮に入れていない。

契約の自動更新:「境界線」はどこか？

IFRS第17号34項(b)の2つ目の規準－保険者の価格設定の実務の判断

- IFRS第17号34項(b)の1つ目の規準が2つ目の規準よりも判断を要しないことは、広く受け入れられている。
- 保険者の価格設定が次の評価日を超えたリスクを考慮に入れているか否かを結論付けることは容易ではない。IFRS第17号34項(b)(ii)が満たされず、契約の境界線が再評価日を超える場合の例は、次の通りである。



設例

簡易な前提

企業Aは以下の条件で毎年更新可能な保険契約を販売している。

- 20歳から30歳までの保険契約者に提供される;
- 保険契約者が年間保険料を支払う場合、さらに1年間契約の更新が保証される。すなわち、この保険種目で最初の保険契約を購入した後には、既存の保険契約者は新たな査定を必要としない;
- 保険契約者が31歳になった以降は更新できない

企業Aはポートフォリオ・レベルでリスクを価格改定する制約のない実質上の能力を有している。

最初の保険契約が購入されると、ポートフォリオ内の保険契約者はさまざまな健康要因(例:喫煙者と非喫煙者の分離)に基づいて分類されるとともに、グループ化され、ポートフォリオ内の各グループには独自の保険料率が設定される。これらの要素は、その後の更新日に再評価することはできない。

保険契約者は、毎年提示される新しい価格で契約を更新するか、更新オプションを拒否して更新する権利を失う。保険契約者は、年間のカバー期間中はいつでも契約を解約することができる。

設例

簡易な前提

企業Aは2種類の契約を発行している。

契約の種類1：ポートフォリオに対する均一の保険料率 –
すべての年齢のグループに請求される単一の保険料率

契約の種類2：ポートフォリオに対する段階的な保険料率 –各年齢グループに適用される保険料率はポートフォリオ内の年齢グループによって異なり、グループの年齢が上がるにつれて高くなる（すなわち、他のすべての条件が同じ場合、年下の保険契約者は年上の保険契約者よりも支払が少ない）。



会計上の論点:

次の再評価日は契約の境界線になるか？

IFRS第17号34項(b)の要件

ポートフォリオ・レベルでリスクを完全に価格改定する制約のない実質上の能力



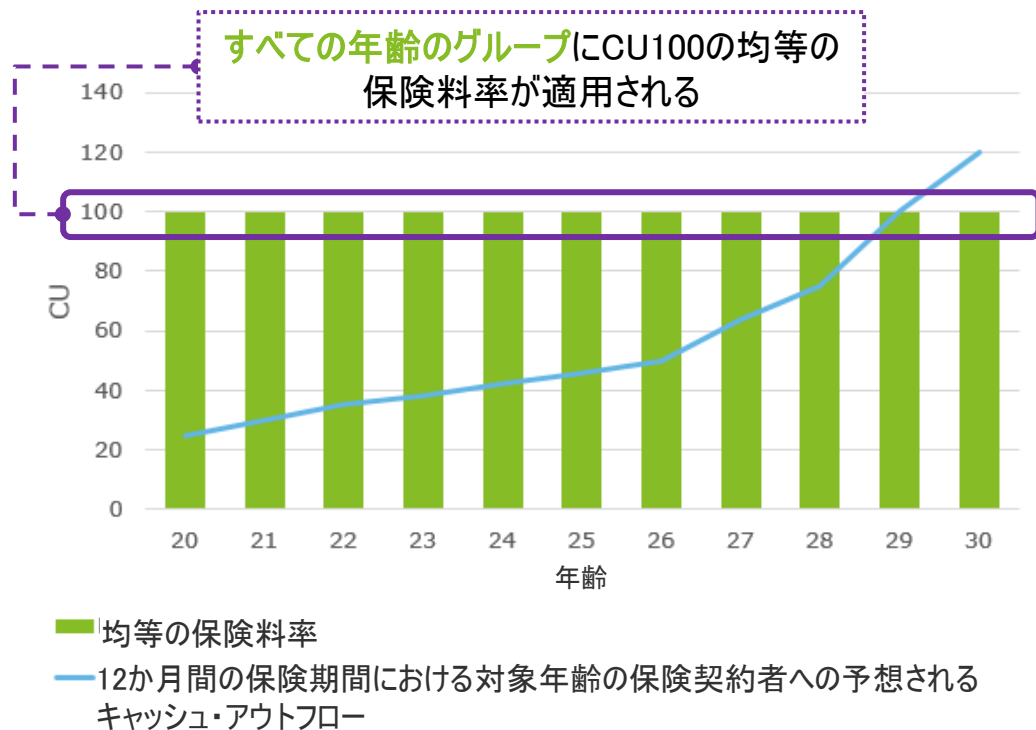
再評価日までの保険料の価格が、再評価日後の期間に係るリスクを考慮していない



設例

簡易な前提

契約の種類1



均等の保険料率の表

年齢別のグループ	12か月間の保険期間における対象年齢の保険契約者への予想されるキャッシュ・アウトフロー	各年齢別のグループに対する年間の保険料
20	30	100
21	32	100
22	34	100
23	36	100
24	40	100
25	44	100
26	52	100
27	65	100
28	76	100
29	97	100
30	120	100

設例

契約の境界線の評価 - すべての年齢のグループに均等な保険料率

契約の種類 1

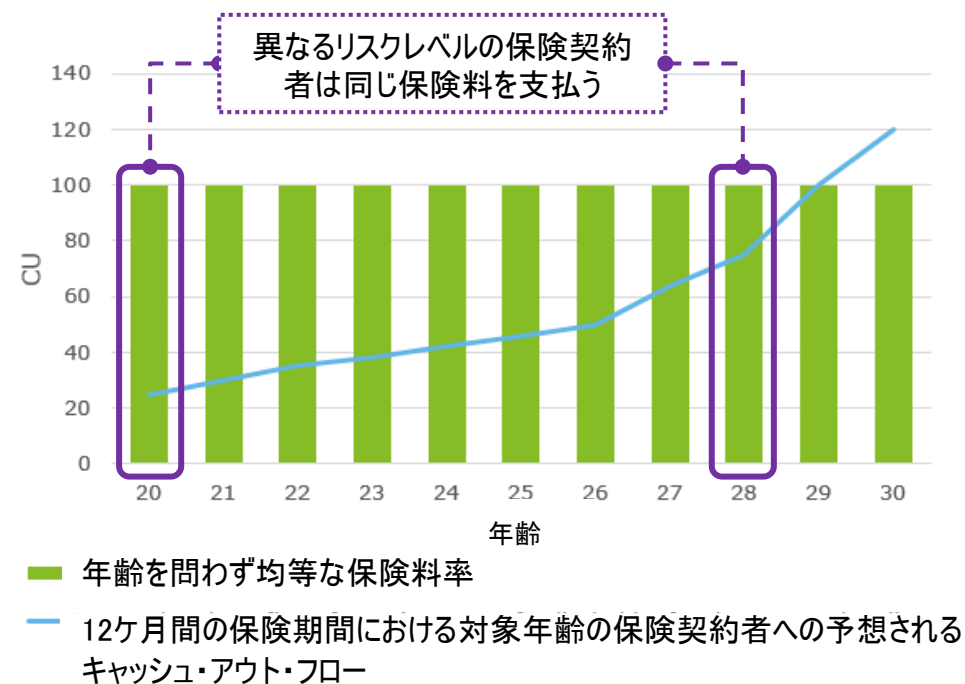
企業Aには、12ヶ月毎にポートフォリオの価格を自由に変更できる実務上な能力がある。しかしポートフォリオの価格設定を行う場合：



12ヶ月を超える将来の罹患率の傾向は、各年齢グループの年間保険料を設定するために考慮される。



既存の保険契約者は、更新日に個々の健康状態に依存せず、混合ポートフォリオ・レートで罹患リスクの保険引受を得ている。



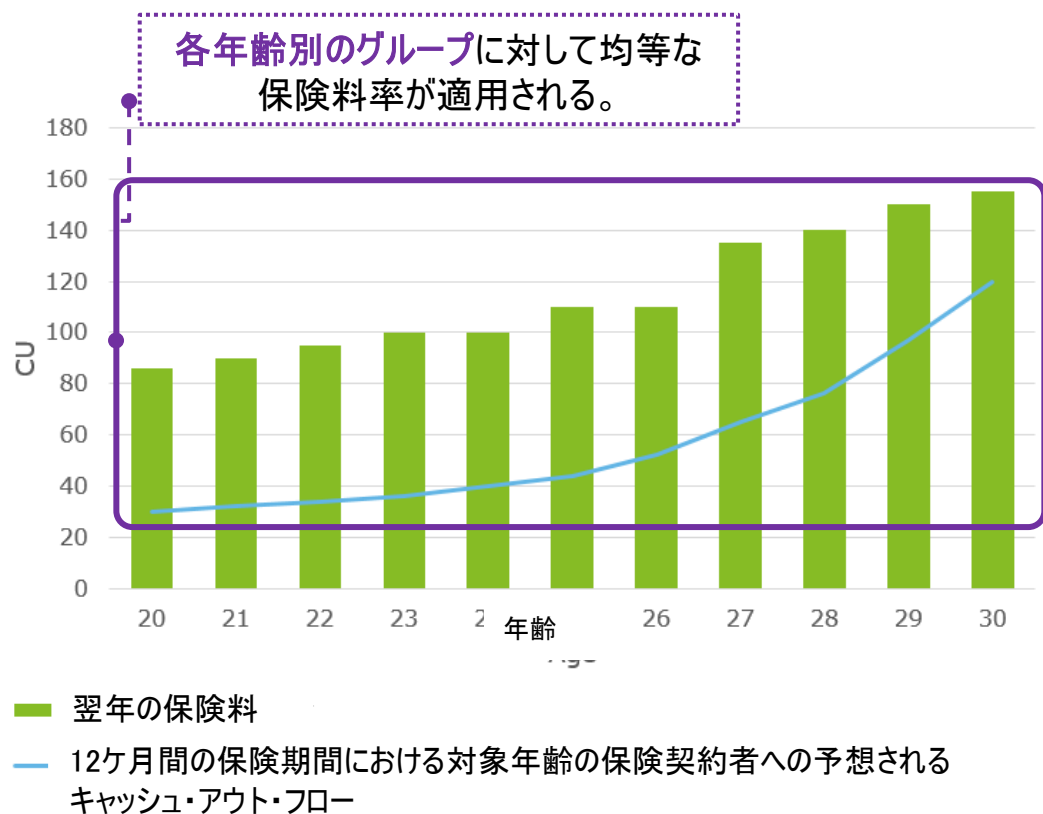
評価結果:

IFRS 第17号34項(b)(ii)の規準に充足していない。次回の再評価日は、契約の境界線外となる。

設例

前提 - 段階的な保険料率

契約の種類 2



保険料テーブル

年齢別のグループ	12ヶ月間の保険期間における対象年齢の保険契約者への予想されるキャッシュ・アウト・フロー	各年齢別のグループに対する年間の保険料
20	30	86
21	32	90
22	34	95
23	36	100
24	40	100
25	44	110
26	52	110
27	65	135
28	76	140
29	97	150
30	120	155

設例

契約の境界線の評価 – 保険料の段階的ポートフォリオ・レート

契約の種類2

企業Aには、12ヶ月毎にポートフォリオの価格を自由に変更できる実務的な能力がある。しかし契約の価格設定を行う場合：

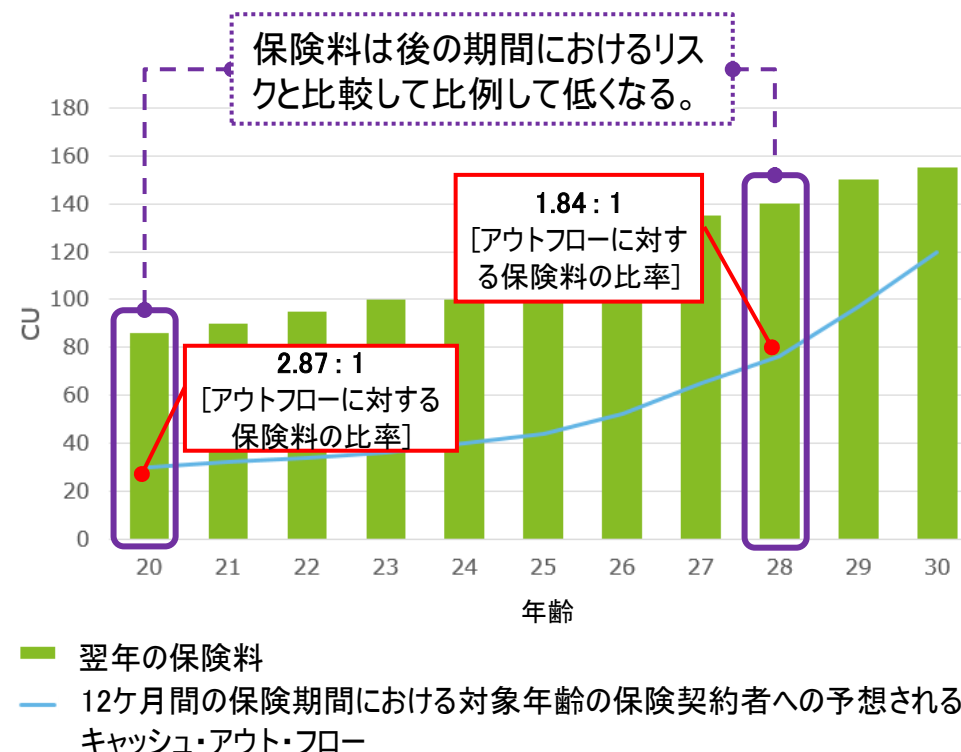


保険料の設定において、12ヶ月を超える将来の罹患率の傾向が考慮される。



段階的な保険料の価格設定は、契約の種類1と比較して相互補助が減少する。重要な判断は、IFRS第17号34項(b)(ii)が充足するかどうかを評価することである。

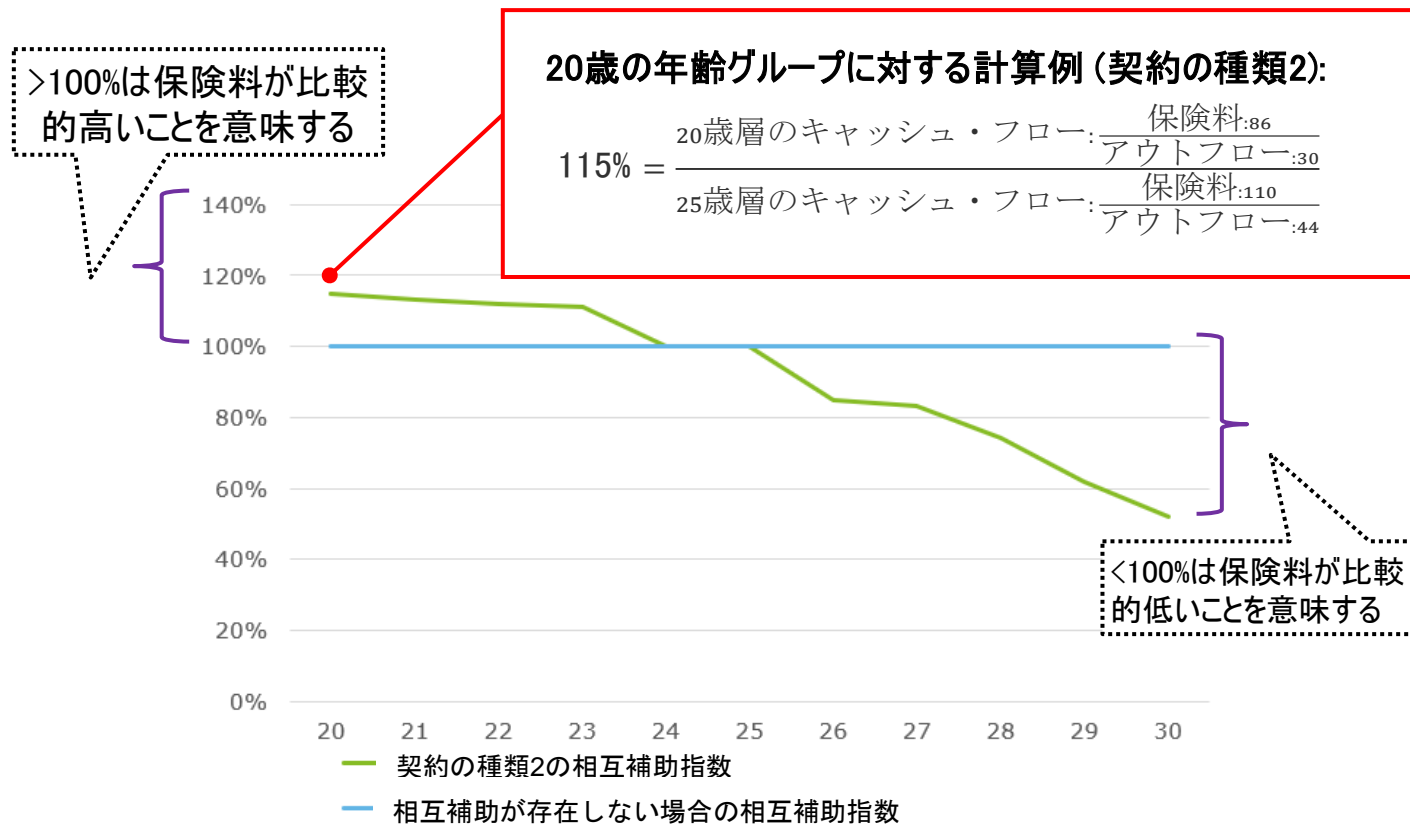
我々は、結論が否定的となる設例を説明する。



設例

保険者の価格設定実務に基づくテストとして相互補助の存在を分析

以下のグラフは、契約の種類2の相互補助の分析を示しており、分析に役立つ簡易な相互補助指数を構築するための罹患グループとして25歳の年齢グループを取り上げる。



評価結果:

契約の境界線は、**次回の再評価日以降**となる理由:

- 価格設定のアプローチは、**次回の再評価日以降にリスクを検討する**。そして、
- それは、**重要な相互補助**により証明される。

年齢別のグループ	契約の種類2の指標	相互補助がない場合の指数
20	115%	100%
21	113%	100%
22	112%	100%
23	111%	100%
24	100%	100%
25	100%	100%
26	85%	100%
27	83%	100%
28	74%	100%
29	62%	100%
30	52%	100%

実務上の考慮事項

このトピックに関連する IFRS 第 17 号の要求事項を適用する際、以下のいくつかの実務的考慮事項がある:

- 契約の境界線の評価は、個々の事実と各契約の状況によって異なる。評価を行う際には、契約におけるすべての実質的な権利と実質的な義務を考慮に入れる必要がある。
- ポートフォリオ単位で毎年保険料が更新されるメカニズムの存在により(IFRS第17号34項(b)(i)規準)、次の更新日が契約の境界線となることはない。保険料が次の更新日を超える期間に関連するリスクを考慮されているかどうかを決定する際、判断が求められる (IFRS 第17号34項(b)(ii) 規準)。
- 保険会社は、保険料の価格設定が IFRS第17号34項(b)(ii)の規準を満たすかどうかを判断するために、過去、現在、および将来の価格設定方法の分析が求められる場合がある。保険会社は、将来の保険リスクの検討やそのリスクの保険料への反映方法について保険料設定担当部門が考慮するためのガイダンスを提供する価格設定方針のような文書による証跡を集積して維持しなければならない。

実務上の考慮事項(続き)

このトピックに関連する IFRS 第 17 号の要求事項を適用する際、以下のいくつかの実務的考慮事項がある:

- IFRS 第17号B64項は、報告日ごとに契約の境界線を再評価することを要求している。仮に、価格設定方法が大幅に変更された場合、IFRS第 17号34項(b)(ii)規準を満たす(または満たさない)という異なる結果が生じる可能性がある。これは、保険会社の財務諸表に重大な影響を与える可能性がある。
- 財務報告のガバナンスには、価格設定に関する方針変更が IFRS 財務諸表に適切に反映されるように、保険料率設定の担当役員と話し合う必要がある。IFRS 第 17 号の要求事項を容易に検証するために、文書の更新が必要になる場合がある(例えば、ポートフォリオごとの相互扶助指数の定期的計算によって)。
- Deloitte は、世界中のいくつかのリスクベースの自己資本規制が、IFRS第 17号 から契約の境界線概念を導入して、保険ソルベンシー資本の目的のために保険負債の評価を導入または変更していると指摘した。保険会社は、IFRS第17号とIFRS第17号の契約の境界線概念を導入する資本規制との間のすべての類似点および相違点を比較し、相互の一貫性を維持するとともに、履行キャッシュ・フローの計算の事務的な効率性を高度に達成できるようにする必要がある。



CONTACTの詳細

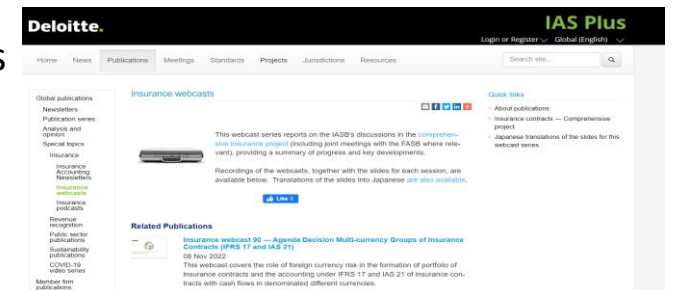
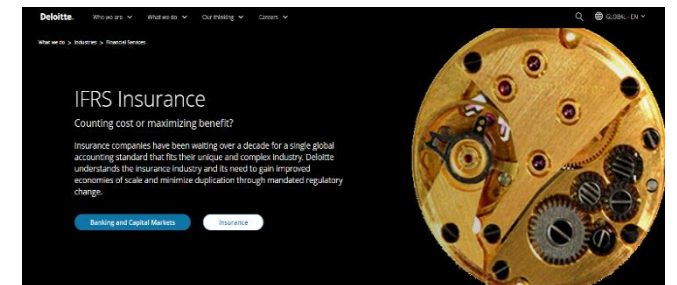
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or frnagari@deloitte.com.hk

Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:

- [Follow](#) my latest  posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites
- Visit:
 - IAS Plus [IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources](#)
 - Deloitte Accounting Research Tool [Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool](#)





About Deloitte

Deloitte China provides integrated professional services, with our long-term commitment to be a leading contributor to China's reform, opening-up and economic development. We are a globally connected firm with deep roots locally, owned by our partners in China. With over 20,000 professionals across 30 Chinese cities, we provide our clients with a one-stop shop offering world-leading audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and business advisory services. We serve with integrity, uphold quality and strive to innovate. With our professional excellence, insight across industries, and intelligent technology solutions, we help clients and partners from many sectors seize opportunities, tackle challenges and attain world-class, high-quality development goals.

The Deloitte brand originated in 1845, and its name in Chinese (徳勤) denotes integrity, diligence and excellence. Deloitte's professional network of member firms now spans more than 150 countries and territories. Through our mission to make an impact that matters, we help reinforce public trust in capital markets, enable clients to transform and thrive, empower talents to be future-ready, and lead the way toward a stronger economy, a more equitable society and a sustainable world.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region. Please see www.deloitte.com/about to learn more. This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2023. For information, contact Deloitte China.

Deloitte. デロイトトーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

